

提案書の作成状況について

1 提案書の目的

当該資産が世界遺産たる顕著な普遍的な価値を有していることを文化庁に提案するもの

2 提案書の記載事項

国が当該資産をユネスコ世界遺産委員会へ世界遺産として推薦する際に提出する「推薦書」の記載事項※を参考に作成

※世界遺産条約履行のための作業指針 129-133

3 提案書の概要

- (1) 資産のデータ
- (2) 資産の説明
創建時からの資産の改良点、変更点を記載
- (3) 価値証明
評価基準 (i) 人間の創造的才能を表す傑作である
評価基準 (iv) 景観を代表する顕著な見本である
真実性 1699年の図面は錦帯橋のデザインが受け継がれていることを示している
- (4) 保存状況及び資産への影響
- (5) 資産の保護と管理
- (6) 経過観察の計画
- (7) 資料
- (8) 管理組織の連絡先

4 提案書提出までのスケジュール

時 期	事 項
8月	錦帯橋世界文化遺産専門委員会での提案書（案）の決定
9月	提案書の決定（市・県）
秋	文化庁へ県と市が共同で提出

5 提出後

さらなる内容の充実を図り、更新をしていく